

平成24年度 東京都税制調査会
第2回小委員会 議事録

日 時 平成24年6月29日(金)
場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成24年度 東京都税制調査会第2回小委員会

平成24年6月29日（金）16:00～17:39
都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【小委員長】 皆さん、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。
ただいまから、「平成24年度東京都税制調査会第2回小委員会」を開催させていただきます。
本日のテーマは、「財政調整のあり方」となっております。このテーマの審議に入ります。
まず、事務局から資料の説明をお願いします。

【税制調査課長】 それでは、資料の「第2回小委員会の論点」をごらんください。

本日は、「財政調整のあり方」について御議論いただきたいと存じます。

論点といたしましては、第1に、そもそも税の偏在とは何か。人口一人当たり地方税収を見て地方税の偏在があるとする議論もある一方で、個人レベルでの格差が是正されていけば、自治体間格差をあえて問題にする必要はないのではないかと議論もあるということです。

第2に、地方税を充実してもなお必要なサービスを行うのに十分な歳入が確保できない地方自治体に必要な財源を配分する、財政調整、財源保障は不可欠でございます。

それでは、現行の地方交付税制度の問題点は何か。そもそもどうあるべきか、ということでございます。

第3に、東京都は地方譲与税の譲与制限を受けておりますが、それをどのように考えるかということです。

この3点を論点として提示させていただきました。

次に、本日の論点に係る資料の説明をいたします。これらの資料は先生方には既に御案内の内容ばかりと思いますが、御議論いただく際の御参考としていただければと存じます。

「財政調整のあり方に関する資料」をごらんください。

順番に説明してまいります。

1 ページ、資料1、こちらは国税・地方税に求められる役割と性格でございます。

2～3 ページにかけては金子宏先生の租税法の抜粋です。

4～7 ページにかけての資料2は東京の人口動向でございます。都におきましては、全国に比べて人口減少が遅くなっていること、一人暮らし高齢者世帯が増えていること、昼間流入人口が集中していること、外国人人口も増加していることなどがわかります。

8 ページの資料3は、65歳以上人口の推移を2005年を100とした指数で表したグラフでございます。

9 ページの資料4は、三大都市圏と地方圏の人口の推移を表したグラフでございます。

10 ページの資料5は、大都市としての財政需要のわかる統計指標を幾つか並べたものでございます。

11 ページの資料6は、東京都における都市基盤整備のための財政需要でございます。グラフは昔に架設された橋梁が更新時期を迎え、大きな財政需要が生じるということを示すものでございます。

12 ページの資料7は、各都市間の物価水準の比較でございます。

13 ページの資料8は、都道府県庁所在地における住宅地の公示平均価格でございます。

14 ページの資料9は、地方税収の推移を示したグラフでございます。

15 ページの資料10は、主要税目の税収の推移でございます。

16 ページの資料11は、国・地方の税源配分について示したものでございます。

17 ページの資料12は、地方税の税率について、制限税率などがあるかどうかをまとめた資料でございます。

18ページの資料13は、人口一人当たり地方税収の比較のグラフでございます。

資料14、19ページと20ページにわたっているものは、都道府県別人口一人当たり地方税負担額及び配分額です。これは都道府県分のみの合計でございます、1枚おめくりいただきまして、資料15、21ページと22ページは都道府県に市区町村分を加えたものでございます。

23ページの資料16は、人口一人当たり税収額の偏在度の推移のグラフでございます。

24ページの資料17は、一般財源の人口一人当たり額の状況でございます。

25ページの資料18は、地方交付税の仕組みをまとめたものでございます。

26ページの資料19は、都道府県別の歳入内訳でございます。

27ページの資料20は、地方交付税総額と法定5税相当分の推移を示したグラフでございます。

28ページの資料21は、三位一体改革の地方財政への影響について示したグラフでございます。

29ページの資料22は、地方交付税法から抜粋したものでございます。

30ページの資料23は、総務省が平成23年度の地方交付税の算定結果を発表した際の資料のうち、不交付団体の状況をまとめたものでございます。

31～33ページの資料24は、毎年度地方交付税の算定結果が発表されますと、東京都の財務局が「今回の算定結果に対する東京都の考え方」を発表しますので、それを御参考までにお付けしております。

34ページの資料25は、地方交付税の不交付等を理由とする財源調整をまとめたものでございます。地方揮発油譲与税の譲与制限による影響が一番大きくなっております。都では、これらについて不合理であるから是正するようにと国へ毎年要求しております。

35ページの資料26は、地方揮発油譲与税の譲与制限の概要でございます。

資料の説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元の資料にある「第2回小委員会の論点」に沿って御意見をいただきたいと思っております。

論点は3つ挙げてございます。そもそも税の偏在とは何かということ、人口一人当たり税収額、地方税収を見て地方税の偏在があるという議論がある一方で、他方、個人レベルの格差が是正されていけば、自治体間格差をあえて問題にする必要はないのではないかと議論もある。2つの意見、ほかにもいろいろあるかと思うのですが、こういったことについてどう考えるかということです。今、説明がありました資料で言いますと、恐らく資料番号16、人口一人当たり税収額の偏在度の推移というのがございましたので、そこまでが大体論点の1についての資料ということになるかと思っております。こういった資料についての質問も含めて、何か御意見がございましたらお願いいたします。

【税制調査課長】 今、お配りしましたのは、今日、〇〇先生が御欠席ということで意見を送ってくださったのでお配りいたしました。

【小委員長】 これは皆さん御参考にさせていただきたいということのようでございますので、参考としつつ、皆さんの御意見をいただければと思っております。いかがでしょうか。論点の1番です。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 教えていただきたいところなのですが、一見、地方交付税制度を念頭に置きつつという議論のように見えるわけですが、都区財政調整制度も財政調整として財源を配分するし、その交渉をする立場にも東京都はあると思うのですが、それに当たり、例えば各区の財政状況に応じて東京都が財政調整を行っているとは私は見ているのですが、そのときの東京都の姿勢はどのようなものになるのか教えていただきたいと思っております。

【小委員長】 どうでしょうか。事務は財務局でしたか。どこがやっているのでしたか。

【税制調査担当部長】 都区財政調整制度は総務局の行政部が所管しておりまして、

【小委員長】 今日はこちらに来ていないのですか。

【税制調査担当部長】 ここにそこの担当がおりませんで、姿勢というとなかなか文章になりにくいところもございまして、お答えする者がいないという状況でございます。

【委員】 この問いの趣旨というか真意は、例えば東京都が財源を配分するときに一人当たり税収が比較的少なく、かつ社会保障給付を中心に大変財源が圧迫されている地域に対しては、恐らく手厚く配らざるを得ないという実情はあるかと思うのです。そのときに東京都が配る側になってみると、やはり財政が強い団体が損をして、財政が弱い団体が得をするというような指針をとっていたとすれば、そうした指針と総務省の配り方はどれぐらい違うのかというのが私の聞きたいところです。勿論、今日お答えは担当者がいらっしやらないとお聞きしていますので、趣旨はそういう趣旨です。

【小委員長】 わかりました。直接の担当の方がいないとなかなか責任を持って答えることはできないと思うので、まだ次回もございまして、何かのときに機会をつくって御説明いただく場をいただければそれはそれでためになるのではないかと思うのです。そこら辺は調整させていただきます。後で相談しますので、ありがとうございます。

【委員】 よろしくお願ひいたします。

【小委員長】 確かに都区財調の対象になっている法人住民税とか固定資産税とか、そういったものは確かに23区内でもいろいろと偏在というか、当然23区も広いのでいろいろあると思いますので、いわゆる財政需要の見方とのバランスということになりますけれども、それをどう見るかというのは確かに重要な点になるかと思ひます。

ただ、制度自体は法律で決まっていますのですか。都区財調という形での法制度になっているので、勝手に変えることはなかなか難しいのかと思ひますが、ともかくこれは次回に願ひします。

【委員】 もしチャンスがありましたらよろしく願ひいたします。

【小委員長】 わかりました。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 この論点の①のそもそも税の偏在とは何かというのはどういう趣旨でこれが出てきたのかよくわからないのですけれども、偏在があるにしても、その偏在についてのとらえ方が正しくないのではないかという意図があるのかどうかということなのですが、そうなりますと、結局、人口一人当たりで見ることが適当かどうか1つ問題があるのかなという感じがしております。

それと同時に、下の方に、一方、個人レベルでの格差が是正されていれば云々というのは、どういう趣旨でこれが偏在の問題に関わっているのかわからないのです。どなたの議論かわからないのですが、この個人格差が是正されれば自治体間の税収の偏在をあえて問題にする必要がないとなり得るのですか。よくわからないのです。

【小委員長】 これはそういう考え方をする議論があるということで、要するに再分配の問題というのを個人レベルの所得再分配に限定して考えようという議論があつて、それによると、地域間のいわゆる税収の違いがあつても、地方で集まったサービスをその地域の中でサービスに使うわけですから、それ自体はそこで完結している話なので、個人レベルの所得再分配は言わば国税でやればよいではないかという考え方だと思ひます。私がそう考えているわけではないのですけれども、そういう考え方があるということです。

【委員】 偏在の問題とどう関わっていくのかわからないのでお聞きいたしました。東京都としては、やはり税の偏在の議論があるけれども、この税の偏在の議論からすると、東京都は裕福、富裕団体であつて、交付税なりで調整されても仕方がないという一般的な論調に対する反論をしたいところから来ているのかなと思ひますので、結局は税の偏在と同時に、東京都の立場とすれば、財政需要の適正な把握が必要だということをお願いしたいのかなと思ひているのです。

【小委員長】 確かに東京都が人口一人当たりで見ると税金が多いということはそのとおりでして、偏在の面を税金の面で見ると、いわゆる財政需要とのバランスで見ると、偏在という言葉は収入だけで見ていいのかという考え方は当然東京都にあるのだと思います。そういうことはあるかと思えます。

先ほど出てきたとおり、これは交付税の話にも入ってしまうわけですが、財政調整を実際に行った後は、人口一人当たり額の一般財源というのは逆転する団体が相当出てくるわけです。それはそれで別に私は悪いと思っていないのですが、そういうところをとらえて、しかし、東京都としては、この後の方で出てきますが、東京都の財政需要自身を地方交付税制度が十分見ていないのではないかという御主張も東京都にはあるようだと伺ってはおります。どうでしょうか。

【委員】 今回の論点については、特に2番目の個人レベルでの格差が是正される場合という、自治体間格差をあえて問題にする必要はないという議論も確かにあるわけですが、この点についても、〇〇先生のペーパーを見ていてそれと同じことを思っていたのですが、要は現金給付の是正だけでいいですねということで問題を限定すれば、個人レベルでの格差に着目すれば済むのですが、実際にはもう少し自治体としてはインフラとか集合的な現物給付をしているわけで、そういったものの水準を問題にしていくのであれば、なかなか個人レベルで還元できない要素があるわけですね。

〇〇先生が、自治体の規模はともかくとして職員の能力とか地域資源の質と量と書いてあるのですが、自治体のやっている仕事の中で、今、問題になっているテーマで言うと、例えば再生可能エネルギーを使って地域で事業を起こして行って発電をしていくというようなテーマになってくると、自治体の職員の質と量をそろえておくというのは多分地域によって非常に中核的な役割を果たしているわけで、そういう意味では自治体が一定の規模、質、能力を持つという必要性はあると思うのです。

そういうことから考えると、どういうレベルで自治体間格差ということを考える場合に、個人レベルで還元できない問題ということ。では、どういうふうな軸を立てるのかということですが、ぱっとストレートに言えないのですが、それは単に財政需要というだけの議論ではなくて、〇〇先生が書いていらっしゃることを考えた場合にどういうインプリケーションになるのでしょうか。とりあえず答えがないのですが、個人レベルの格差だけに還元される議論では確かに不十分だなと思います。

【小委員長】 恐らく2番目の議論というのは、よく言われるのは、平均所得が低い地域にも高所得者がいて、逆に平均所得が高い地域にも低所得者がいる。地域間格差を是正しようとする、平均所得で大体見てしまうので、平均所得の高い地域から低い地域の方向にお金が出る形での財政調整が行われてしまうと、結果的には平均所得の低い地域に住んでいる高所得者が得をするのではないかという議論ですが、今、言われたことはかなり現金給付に関わる議論だと。

恐らく、自治体間格差、何らかの公共サービスとしてやっていかなければいけないということになると、私は専門家ではないけれども、今の例えば再生可能エネルギーというのは、いわゆる地産地消、どちらかというとその地域で発電して、なるべく送る距離が短い方がいいという考え方になるのだとすると、大都市圏もなるべくならば近くでやった方がいい。東京電力みたいに福島とか柏崎でやるとか、そういう話ではなからうとなってくると、人がたくさんいて、たくさん電気を使おうとするところで発電しなければいけないという議論になってきます。そうすると、もともと公共サービスにおける財政需要の格差のとらえ方もサービスの内容によっては多分変わってきます。ということもあるので、それはどちらの方向にお金が出るかは別として、個人レベルの所得再分配の問題を解消できないということは確かにそうだと思うのです。

何かございましたら。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今の話に少し補足というか、多分キーワードの話だと思うのですが、税の偏在がタイトルになっているのですが、税の偏在性が住民が享受する公共サービスのクオリティの格差につながってしまうと恐ら

く問題だろうと思うのです。

ここでなぜ現金給付と現物給付について、これほど〇〇先生や〇〇先生が配慮なされるのかという、現物給付の場合にはどうしても規模の経済性が働いてしまうケース、そういう財が多いものですから、結果的に人数が多いと割安に良質な公共サービスの提供ができるということなのです。公共サービスのクオリティはなるべく等しくするべきであるという議論になったときに、この①のテーマが何を指しているのかが少し不明瞭な感じがするのです。恐らくクオリティを一定程度にしなければいけないという意味で見れば、やはり公共サービスの場合には規模の経済性が働くという視点がこの①には欠落しているように見えます。

【小委員長】 よくこの議論のときに必ず使われる図がありますね。13番ですね。地方税の比較をする図としてよく出てきます。法人二税が偏在しているというときによく使われる図ですね。

まさに人口一人当たり税収でこれは見えています。これは東京都ではなく総務省がつくっているいろいろなところで使われている図なので、この図を見て偏在を語っていいのかということですね。

東京都の財政需要というのは、規模の経済ということになれば、東京都の方が一人当たりのサービス供給コストは低いという議論になってくるわけです。逆に東京都の主張では、東京都には首都として都独自の財政需要があって、ほかの地域とは違う質を持っている。しかし、地方交付税はこの後の話になりますけれども、全国制度ですから、そういったところにまで余り配慮してくれないのであれば、その点を主張していくことは可能である、と話はつながってくると思います。

だから、①というのは、あくまで今言われたとおりの入り口なのです。ここではこれ以上という話がなかなか進みにくいということになりますと、次に②の話に行きましょう。

②というのは、ここに書いているとおり、地方税を充実してもなお必要なサービスを行うのに十分な歳入が確保できない地方自治体に必要な財源を配分する、財政調整、財源保障は不可欠である。そこで地方交付税制度はどうあるべきか、ということで、いわゆる地方交付税制度の問題点は何かということになってくるわけです。それが先ほどの資料17から言うと、今度は一般財源の額をどう見るかという話になってくるわけですね。

これについて何か資料に対する質問、あるいは御意見があれば、いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 地方交付税制度の細かい点は必ずしも知っているわけではないのですが、大きな問題としては、やはり地方交付税の総額を決めるということは、国の財政との関連において結果的に決められるわけですね。総額がそういうことで決められた結果としてそれをどう地方に配分するかという中で、各地方団体の財政需要額をどういうふうに決めることによって地方団体に適正に配分することになるのかという問題ではないかと思うのです。

そういう意味で、東京都としては東京都としての言い分があるかと思うのですが、ほかの地方団体も地方団体としてのそれなりの地方交付税についての財政需要額の算出についての言い分があるだろうと思うのです。ですから、どれが正しいのかということとはなかなか難しいわけですが、東京都の立場からすれば、東京都としての特殊な財政需要というものを十分地方交付税の中で算定すべきだという主張は今後もしていく必要はあるのだろうと思いますけれども、それは他の地方団体との関係でどう調整するかということはまた別の問題として起こり得るのではないかと思います。

【小委員長】 資料24では、東京都が毎年地方交付税の算定結果についての、言わば批判を発表しているということでこの資料を示されているのですが、これは実質的に東京都も地方交付税をもらえるはずだという主張なのですか。そういう意味で出しているわけですか。

【財政担当課長】 財務局財政担当課長の〇〇と申します。このプレス資料は東京都も交付税が欲しいということを主張するために作成したものではありません。交付税算定上の財源超過額をもって東京都が富裕であると

いう主張がよくなされます。例えば、平成19年辺りですと1兆円を超えるような財源超過額が交付税算定上出たわけですが、それは東京の財政需要の実態を反映していない算定結果であるということでこのプレス資料はつくっているものです。

【小委員長】　　ということですが、何か。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】　　東京都で独自に基準財政需要額の計算はされているのですか。

【財政担当課長】　　都が独自に財政需要を算定しているということはないのですけれども、それぞれ補正係数の設定などで個々におかしいであろうところをプレスに掲げております。一例を挙げると、32ページですが、東京の特徴として300万人を超える昼間流入人口があるわけですが、これは大体横浜市の人口と同じぐらいの規模の人間が昼間東京に来て、様々な行政サービスを受けているのですが、交付税算定上は72万人分しか見られていません。交付税算定は非常に複雑で、必ずしも算定方法がすべて明らかになってはいないものですから、我々としてわかる部分については個別にこういうところがおかしいのではないかとすることを例示として挙げさせてもらったものです。

【委員】　　そうすると、もっと大きいということですね。

【小委員長】　　〇〇委員、どうぞ。

【委員】　　素朴な質問でごめんなさい。18ページは先ほど〇〇先生もしばしば見るデータだとおっしゃって、私もよく見させていただいているなど思っているのですが、いずれにしても東京都は断トツに課税の対象が広くて、それに対して税収が上がってくるという体質があるという数字だと思うのです。これは紛れもない事実だと思うのです。

26ページは、そういうものを前提としながらも、実際に都道府県の歳入を見てみるとこのグラフのようになりますよということで、一番下の東京都が黒い線がないということをお示しいただいているのだらうと思うのです。

だから、もともと税の偏在というのはあり得るわけで、資本主義の経済は不均等に発展していますから、経済の発展が全部に及ぶということはありませんので、それはそれで前提としては格差が生じるし、しょうがないし、その上で現在は交付税という仕組みを入れて、18～26ページのような仕組みにつくっていると思うので、これ自体を私自身は問題点があると基本的には余り思っていないのです。先生方に御意見いただきたいのだけれども、地方交付税制度を維持するためには主要税目、例えば所得税、法人税、酒税、消費税、そういったものがベースになっているのだらうと思うのですが、そこに問題点があるのか。

今お話になった、基準財政需要額の見積もり方というようなことにもなるのかもしれませんが、ただ、今日いただいた資料を見ますと、そういうふうな税収の格差があるとしても、東京都はこの資料から見ると、人口が増加して人口増による需要増もありますとか、とりわけ高齢者が増加するのでそういう需要増があります、あるいは居住とか安全性とか都市基盤整備、そういうことも重要です。更に物価、地価から見ても財政規模は大きくなります。こういうことをこのデータからおっしゃりたいのだと思うので、その点はそのとおりだと思いますから、むしろそちらで需要が非常に大きいのだということ積極的に言っていくのであって、税の偏在がないとか、地方交付税の制度に基本的な問題があるのではなくて、部分的な問題あるいは技術的な問題かなと思って、もしあるならばそういう技術的な問題を少し教えていただきたいなと思っています。

【小委員長】　　どうでしょうか。この点は先ほどの一部御説明いただいた32ページ、都の考え方というのがありますけれども、要するに不合理な部分を全部積み上げて計算しているわけではないというわけですね。そういう作業を毎年やっているというわけではないわけですか。それをやったらこれは大変なことで、いろいろな団体が地方交付税について見直しの意見を具申するというのはたしか前の分権一括法のときからやっているの

すが、東京都もそういう意見を出しているのですか。交付税に関して、何かこういうふうに変更すべきであるというような意見の具申はやっているのでしょうか。

【財政担当課長】 交付税に関しましては、このプレス資料のように、東京都の部分についてしっかりした算定にしてもらいたいというのが1点です。また、平成19年度に法人事業税の暫定措置が議論された際、交付税総額が3年間で5兆円ぐらい削られ、地方の困窮度が高まった中で、東京都の法人事業税が狙われてしまったという経緯がありますので、交付税総額をきっちり回復すべきであるという地方全体の立場に立った主張も行っております。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 ちょっと質問なのですが、先ほど話がありました東京都への流入人口の数値が大幅に縮小されているという話なのですが、この点は総務省がなぜこうしたのかということは説明を聞いたことがあるのですか。どう言っているのでしょうか。

【財政担当課長】 明確な答えをもらってはいません。東京都は毎年主張しているのですが、限られた総額を配る算定技術上の問題として、総務省の方で係数をいろいろ調整する中で、東京都の昼間流入人口については、このように割落としがなされている。恐らくほかの団体についても同じような割落としがなされている可能性はあるのではないかと思います。いずれにしても算定方法が必ずしも明らかにはなっていないということです。

【委員】 やはり総額を抑えるところから来ているということですね。

【財政担当課長】 そうですね。あくまで配分技術上の。

【委員】 そうだろうとは思いますが、わかりました。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 この部分は、交付税の問題点は何かという場合に基準財政需要の算定がそもそもどうなっているのかということから見ると、昔からこれはあるわけですね。都市と農村の対立はずっと多分あって、1970年代ごろの都市問題が深刻化して以来、都市の場合は、そういう都市における財政ニーズが交付税算定の中にちゃんと反映されてこないという問題は多分ずっと指摘し続けてきたはずだし、農山村はある時期は水源涵養のために例えば森林交付税というアイデアが出てきて、やはり相互に交付税をめぐって引っ張り合うということはあったのです。

しかし、御指摘のように、総務省の中で係数をどういうふうに算定し、客観的な形で都市の昼間人口流入も含めて計算し、それを係数に反映させているのかということからはオープンになっていないですね。だから、オープンにすることはかえって論争をわっとしてしまうかもしれないけれども、例えば東京都の議論の仕方としては、我々としてはいろいろと問題だと思っている点がある。しかし、そもそも算定が明らかになって、これを透明かつ客観的な算定にすべきではないかということから、現状でははっきり言ってどのような計算結果としてこういう結果が出てきているのかが不透明なので、そこをもう少し算定根拠とどういう係数を当てているのかということを表に出して、東京都は東京都でそこはこういうふうを考えているという感じで議論ができるようにすべきだという問題提起の仕方はあり得ると思うのですが、そういう議論は今までなかったのですか。

【小委員長】 どうでしょうか。個別に流入人口の数値の割落としとして出ているのですけれども、1個だけ出ているとこれで幾ら違うのかという議論になるわけです。相当こういうものを積み上げて主張することになるとある意味説得力はあるのかなと思うのですが、個別に出しても言いつ放しになるというケースが今までの状況ではなかるうかと思うわけです。今のところについてどうでしょうか。

○○委員、どうぞ。

【委員】 1つは質問で、1つはコメントなのですが、質問の方は先ほど東京都の地方交付税の算定結果に対

する都の考え方というものの3ページに当たるものがあると思うのですが、そこに出ている図を見ると、確かにおっしゃりたいことはわかるのですが、少なくとも臨財債の振替のことも考慮すれば、東京都の財源超過は見た目よりは小さいはずだという主張になっているという理解です。つまり、ないとは言っていないけれども、もっと見た目よりは小さいはずだと。仮に2,000億が見た目で、実際が1,000億だとしましょう。それでもなお1,000億の財源超過があるときに、このプレスリリースの真意はどこになるのですか。

【財政担当課長】 このプレス資料の真意というのは、この交付税算定は都財政の実態を表したものではないというところが一番言いたいところです。

【委員】 わかりました。ということは、財源超過があることは認めた上で、ただし、それは正しくはないと言っているということになりますね。

【財政担当課長】 認めているわけではなくて、そもそも臨財債振替前の274億の財源超過の段階であっても都の需要が十分見られていない上に、臨財債による需要の振替によって更に財源超過額が膨らんでしまっていると主張しているところです。

【委員】 都市的財政需要は本来もっとあるはずなのに、それも加味してくれれば、もしかしたら財源超過などはないかもしれないではないかという主張だとすると、どれぐらい都市的財政需要があるのかが明示されないと言説力のない資料だと思います。

その上で、こちらはコメントなのですが、これはまさにどなたかが申されたかと思うのですが、〇〇先生のコメントの中にもあるのですが、今の地方交付税制度の1つの問題は、平衡化機能がほとんど果たせないことです。要するに上前をはねる機能がないために、あるところにはたまってしまうのだけれども、ないところに配るのは国の責任になってしまうために国への負荷が強い。あるところから取る仕組みがないために格差は真の意味で是正できないというところだと私も認識していますので、まさに〇〇先生の話と私も感じることは同じです。

その上で近年行われている、例えば地方法人特別譲与税の議論というのは、言わば上前をはねる機能を我が国の交付税制度が持っていないからそれを導入せざるを得なかったというのが普通の読み方だと私は思っています。そういうふうにと考えると、次の③も筋悪だけれども、しょうがないのではないかという話にもなりそうな気がするという前振りのコメントをさせていただきたいと思います。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 遅れて来まして済みません。今回の第2回の論点自体がなぜこういう論点の設定されているのかいま一つまだ理解できていないのですけれども、その上で、確かに資料24の出し方は余り格好がよくないという印象は否めないと思います。特に配分技術上の数字であると言ってしまうと、都財政の実態を反映するものではないということなのですが、では、配分技術は一体何なのか、実態を反映していないのかと言うのであれば、では実態を反映した配分技術で計算したらどうなるのかというのを示さないといけないのではないかと。ただ、それをやるならば、美濃部都政の末期のような新財源構想研究会のようなかなり大がかりな仕掛けできちんとやらないといけないのではないかとということなので、こういうとりあえず言ってみました程度のもは余りやらない方がいいのではないかとというのが率直な印象であります。

実際やるのだったらもっときちんと幾ら幾ら足りない、大都市需要に対する計算は間違っていると言うのが筋ではないかと思えます。ただし、それは相当な論争をせざるを得ませんし、もっと深刻な問題は、そういう論争をして得るものは何なのかという問題があります。東京都が交付団体になるようであれば税源配分を変える必要がすぐに出てくるので、結局いつまで経っても不交付団体であるに決まっているということになると思うのです。あるいは愛知とか千葉とかが恒常的に不交付団体になるという仕掛けに計算上変えるならともかく、それは1つの手だと思いますけれども、交付税という制度上、最も富裕な団体としてどこかを不交付団体にしなければ

ならないわけですね。納付金制度のない財政調整というのはそういうものであって、全自治体が交付されるのだったら、もっと税源配分できるということになるので、余りそういう論争をずっとやることに生産的な意味があるのかと思うと、確かにこの程度のことを軽く言うておくというのが一番行政効率上いいのかなという印象であります。

実態を反映するものではないと言うのも、これも非常にまずい表現で、配分技術上は余るはずなのだけれども、実態上は足りないと言っていると、いかにも東京都の能率が悪いということを言っているような印象を与えかねないので、表現的にも大変心配なものかなと思います。

3点目は、〇〇先生もおっしゃいましたように、実は上前をはねる納付金という仕組みがないので、東京都は交付税制度によって得しているのです。本当は著しく得をしている団体です。しかも留保財源率が引き上がったので更に得をしているということなので、本当は受益団体なのです。東京都を受益団体にしつつ交付団体も何かおこぼれがもらえるから受益団体だと、みんなが何か得したような気分にするというのでようやく成り立っている制度なのです。本当にこれの上前をはねられてしまったら東京都としては立つ瀬がないということで、本当はかなり大きな受益団体なのです。

交付税制度で一番損をしているのは財政力指数が1.02とか0.98とか、ボーダーラインのところが一番損をしている。これは何でもそうですね。制度上も例えば国民健康保険税で免税にかかるかかからないか、そこら辺のすれ違いのところが一番損か得か影響を受けるわけで、金持ちの方は上限額が定まっていますから、むしろ負担率は低くなるわけですね。それと同じ現象で、実は東京都は地方交付税制度による受益者なので、別に損得の問題から言えば今のままが一番得である。

ただし、問題は3番目の方で、本当の財政調整を目指すのであれば上前をはねるということをしなければならぬということです。その論点を出すことは東京都にとっては多分損だと思いますけれども、社会的に意義があるかどうかは別問題であって、そこら辺の見識は問われているのだらうなと思うのであります。端的に言うと多分みんなわかっていると思うのですけれども、東京都は本当は現行制度において受益団体なのです。

【小委員長】 この論点がここに入っている、税制調査会なのになぜ財政調整をやるのかという根本的な問題が昔からあります。前期の答申が今日ここに置いてありますけれども、多分付せんが貼ってあると思うのですが、最近3年に1回ということで答申にするときに、必ず入っていて、しかもここで財政調整制度にふれるときには、地方法人特別税の話がかなり実質的な問題としてあるのです。

と言いつつも、財政調整制度に関して言うと、この論点の紙にもありましたように、財政調整、財源保障は不可欠であるという言い方をしています。ここは、東京都が自分のことだけ考えているのではないのだという視点で書かれていて、むしろ全国制度としての地方交付税は非常に重要ないい制度であるということの中で宣言しているわけです。そう言いつつ、地方法人特別税はだめだということをその中に埋め込んでいるつくりになっているので、あえてここへ出している。ということは、簡単に言ってしまうと、昨年出した答申で言っていることを確認したいというのも1つの意図であるということです。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 少し私見を申し上げたいと思うのですが、今の制度の下でどこを基準にして考えるか。〇〇委員の言われているように、見方によっては受益者だというような御指摘があるのですが、本来は自主的な課税権が与えられていて、そこで上がってきた税収はその行政区内に住んでいる住民、納税者が払っているわけで、納税者主権からすると、なぜ我々の地域で払った税をほかの地域に持ってくるのだというのは必ず出てくると思うのです。それがほかの観点で、平準化はどの視点から見るかということ、東京都なり富裕団体の視点ではなくて、富裕団体の上位レベルの政府からしてこれはまずいですよねと、〇〇さんの2番目の指摘のような形での自治体間での格差というのは問題にしますよというのは、国のレベルからして俯瞰する主体がいて出てくるの

だろう。

あともう一つは、富める人が貧しい人と差が出たときにどういうふうにかえるかということ、今の自分が置かれている立場は恵まれているということを感じた上で、その恵まれた部分は自分の力で恵まれているのではなくてレントの部分だと。そうであれば、その部分については、やはり考えなければいけませんね。

そうすると、平準化機能と言ったときに、どこまで富裕団体が抛出すればフェアか、この基準があるのか。最終的には力関係で決まるのではないかと。まさにパブリックチョイスになるのですけれども、富める人と貧しい人がいる社会の中で、どの水準にだれがどういうメカニズムで決めるのかというルールを東京都あるいは富める人が自分の方からこういうルールにしてくださいということを行うことはなかなか難しいのではないかと思います。それを言うのは、やはりおかしいではないですかという異議申立てを多くの人たちがしたときに、言われた側がではどうやって考えたらいいのですかということを考えていく。

今まさにその状況の中で、内発的に課税自主権ということ考えた場合には、やはり補完原則からして自分の行政区域内の納税者が払った税収を自分の地域の維持、発展に使うということについては、それなりの正義があるのではないかと思います。これは個人の意見です。

そうしたときに、今の財政調整のあり方という地方交付税制度の問題点は何かということについて、この平準化機能の役割がなかなかないことですねという〇〇委員の言うような御指摘があったときに、では、東京都としてはどういうことを考える必要があるのではないかと話になると思うのです。

もう一つ言うと、非常に難しいのは、こういうことをずっと調整していったら本当に抜本的な改革ができるのかと言ったときにそれはなかなかできない。そうすると、漸進的、ピースミールにやっていかなければいけないとすると、今、東京都も納得し、そして国も納得し、それから交付団体も納得するようなどの制度変更はどういうことが考えられるのかという、建前論ではなくて、その議論をやはり次善の解を探すような姿勢が必要なのではないか。そうしておかないと、原理原則論で来られると、やはりいろいろなお考えがあるので、その調整をどういうふうにしていくかといったときに、前回も話があったのですけれども、法人二税の臨時的措置という暫定措置はやはり暫定ですよ。どういふような形で考えたらいいのですかというところの議論も恐らく今後詰めなければいけないのではないかと思います。これは個人の意見です。

【小委員長】 ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

何か事務局から。

【税制調査担当部長】 今の御議論の中では、東京都の今の状況と今の交付税制度を前提にした御意見が多かったのかなという気がいたしますけれども、都といたしましては、決して今の収入が財政需要をすべて満たしているとはとても考えられないというのはございます。ですから、財源抛出団体として生きていくというのはとても無理な相談であるというのが都の立場でございます。

御意見にありましたように、では、幾ら必要なのだというのはなかなか出せないところではあるかと思うのですが、ただ、都の立場で不交付団体として不利な取扱いをされていることプラス、総額で見ましても決して財政調整を地方交付税がきちんと行っているとも思えないという状況がある。資料20にありますように、地方交付税の算定に当たって臨時財政対策債という制度を入れて交付税総額を圧縮しているという状況があるかと思います。

都としては、交付税の総額をきちんと財政需要を満たせるだけ確保すべきだと主張しているものでして、そもそもそういった財政調整の機能をきちんと果たせるような交付税にするにはどうしたらいいのかと、そういったところの御議論、そういった観点でも少しお考えをお聞かせいただければと思います。交付税の今の制度についての課題と言いましょか、そういった面ではいかがでしょうか。

以上でございます。

【小委員長】 資料14というのがありまして、都道府県別の人口一人当たり地方税負担額及び配分額と書いてあって、地方税負担額と言うと東京都が人口で言う一番で17万3,000円ということになって、第1位。一般財源になるとこれが18万5,491円で第28位、要するに真ん中より下に行くわけです。平均額よりはちょっと高いということですけども。地方交付税は当然ゼロなのですが、ここで言う臨時財政対策債というのはこの中に入っているのですか。この一般財源の中に入っていないのですか。これは入っていないように見えます。臨時債というのは地方交付税の代わりで発行しているのですね。総務省の言い分は、これは将来の地方交付税で返すものだから、実質的には地方交付税なのですよという言い方をしているので、それを入れると、東京都はゼロですが、ほかのところはもっと増えますね。ということは、この数字よりも東京都の数字は実質的な一般財源の額は増えないでほかは増えるということになります。そうすると、地方交付税をもらっていないということは、愛知県もこの年はもらっていないですけども、実質的に先ほどの規模の経済が働いているから富裕団体ということになるわけですね。一人当たり額はそれほどの額ではない、規模の経済が働いているから富裕団体という解釈になるのでしょうか。

ただ、臨時財政対策債自身が持っている問題点は、将来の地方交付税で返すと言いつつも借金は借金なので、それ自身が問題であるということと言えます。その財源をどこの増税に求めるかということはまた別の問題としてあるのですけれども。

そうしますと、臨時債がここの中に入っていないとすると、それこそ地域間の一般財源の配分も本当に正しく出ているかどうかかわからないところになるかと思うのですが、どうでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今の臨時財政対策債の問題ですが、これは地方団体が債券を発行するのですか。それとも交付税の総額を増やすために地方財政対策債を発行して交付税の全体の総額を増やすための借金なのですか。どちらなのでしょう。

【小委員長】 形式は各地方団体が発行するという形だと思います。というより、赤字地方債として発行する形になります。昔は交付税特会の借入金でやっていたのですけれども、それは確かどこかでやめたのですね。

【委員】 特会の借入金ではないわけですね。

【小委員長】 借入金ではなくて、だから、国債ではなくて地方債という形になっているかと思います。

【委員】 それだから、これが発行されると基準財政需要額を圧縮するということなのですね。

【小委員長】 そうということになります。

【委員】 地方債で行政をやるから圧縮するということですか。交付税全体をこれで増やすのだと思ったものだから、それで財政需要額を圧縮するという意味が32ページの文章でよくわからなかったのですが、わかりました。どうも済みません。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 この人口一人当たりという指標は非常にラフな指標で、一応わかりやすいからこれは使うということはあるのですけれども、そもそも交付税の考え方からいけば、人口一人当たりという指標を出されても何の意味もないという前提になるので、こういう資料はそもそも一体、政治的パフォーマンス以外何の意味があるのかというのとはよくわからないのです。つまり、人口一人当たりの指標で基準財政需要額を見ていないというのが大前提であるということは、人口一人当たりという指標は合理的でないと思決定しているのにさまざまなこういう資料で人口一人当たりというとりあえずわかりやすいからというのわかるのですけれども、それ以外何の意味があるのかというのとは全くわからないというのが1つです。

そういう意味では、本来ならば人口一人当たりではなくて基準財政需要額の総額に対してということになると思います。そうすると、今度は留保財源がどこにあるのかで結局のところ実質的に余裕がある、少なくとも交付

税の算定が正しいという前提であればということですね。そういう尺度で当てはめると、一体本当に余裕があるのはどこなのかという数値を私は見たいと思うのです。恐らくそれは島根とかではなくて、つまり、財政力指数が低いところではなくて、東京都は留保財源の分も非常に大きいのでかなり余裕があるはずになると思うのです。ただ、問題は東京の場合は、交付税の不交付団体になるのはあらかじめ規定路線で、基準財政需要に対して基準財政需要額がどうせ余るのだから、適当な計算をすればいいやといういいかげんな計算になっているとするのであれば、そこはもうちょっと真面目に、本当はこういうふうに計算した方がいいのですということはやる。つまり、現行の交付税の基準財政需要額の算定方法が間違っているという論争はあり得ると思うのです。一人当たり一般財源額などは指標としてはいささかどうなのかなという気はいたします。ラフには人口によって影響しているというのはそのとおりでと思いますけれども、実務的・専門的な政策論議としては、いかがなものかなと思います。

【小委員長】 財政制度等審議会の文書がよく小泉政権のころ、地方交付税の批判をいろいろ書いていたと思うのですが、その中で、過剰な財政調整という言い方をして、人口一人当たり額で見て地方税の少ないところが一般財源になると多くなってしまふ、つまり、人口一人当たり一般財源の順位が逆転するのが過剰な財政調整だと書いてある文章を幾つか見ました。私は〇〇委員が言われたとおりの反論をどこかで書いたような気がします。もともと地方交付税はそういう制度になっているので、人口一人当たりでみるというよりは、今の言葉で言うと、財政力指数で見る方がまだ意味はあるということになります。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今の論点をちょっと離れて③の方もお聞きしていいですか。

地方譲与税の譲与制限は知らなかったのですが、もう少しこの資料でどういう意味で制限になっているのかということ、効果は35ページの資料26に載せてもらっているのですけれども、こういうことをするそもそもの根拠は何なのかとか、これらをもう少し教えてほしいと思ったのです。

【小委員長】 何かそういう説明はあるのですか。なぜそうしているのかという理屈づけがあるのですか。

【税制調査課長】 法律に、不交付団体はこうしますと書かれておりまして、そこに特に理由は書いていないと思います。

【小委員長】 要するに、富裕団体に対する財政調整措置の一環としてという、これは昔からあったのですね。昔は義務教育費国庫負担金にもそういう制度があったのです。要するに昔は市町村立学校の教職員給与の2分の1を払うのというのがある、それも富裕団体で制限する、抑えるというのがあったのです。それをどこかでやめたのですが、これは存続しているのですね。あえて言うと、先ほどの平衡化しましょうという考え方をここに持ち込んだということですね。補助金のところで、昔はかさ上げ措置というのは、いわゆる後進地域に対するかさ上げ措置というのはあったのですけれども、その反対ですね。補助金であれば低い補助率にするという考え方で。譲与税の場合にもそれと同じような発想をここに持ち込んでいるということですね。

【委員】 譲与税は揮発油以外にも譲与税はありますね。同じような仕組みが全部適用されているのですか。なぜこれだけ残っているかというのは定かではないのですか。

【小委員長】 それはわかりません。

【委員】 そうすると、何か体系的に譲与税という手法を使って、まさに〇〇先生の言い方で上前をはねるのがないので、譲与税を使って体系的に富裕団体に対してはカットしていますということをやろうとしているわけでもないのですね。たまたまここに残存していますというだけ。

【小委員長】 だから、最近始まったことではなくて昔からそういう発想はずっとあったということで、それがここに残っているということです。なぜこれだけ残っているかというのはわかりませんが。

【委員】 なるほど。そうすると、東京都の立場としてこれは不合理であるので、やはりこれは廃止されるべ

きではないかという御主張になるのですね。

【税制調査課長】 はい。そのように34ページにありますけれども、不交付等を理由として財源調整を受けているのはこういったものがありますので、これについてはやめるようにと国に提案要求しております。

【小委員長】 どうぞ。

【委員】 もう一点の考え方として、普遍原則からして、いろんなところで差別的取り扱いをどこまでするのか。例えば大店法みたいな話でこれはお隣の韓国で大企業の大きい店は日曜日をお休みにしなさいと、開業してはいけないというようなことをやろうとしたらそれは憲法違反だということで、やはり取扱いを差別することが許される場合と許されない場合があるでしょう。だから、私が言いたいのは、法人事業税の話もそうなのですが、根本的なところを変えずに狙い撃ち的に対応するようなやり方ではなくて、やはりルールそのものをどうやって変えていったらいいのかとか、そこの議論なのだろう。そうすると、③についても、東京都の主張はそれなりに当てはまるかもしれないし、その辺のところを何をもって普遍原則とするのかということをごどこかで考えておかないといけないし、そうは言っても、両方考えなければいけないのですけれども、難しいのですけれども、やはり今のいろいろな声なり矛盾が生じているところをどういうふうに考えていったらいいのかということも同時にやっていかなければいけないと思います。だから、金額が大きい小さいかということでの議論もできるかもしれませんが、もう一方では筋を通すというようなこともあるのかなと思います。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 これは確かに上前をはねるという議論なのですけれども、では○○委員がおっしゃるようなどういう理屈でちゃんと上前をはねているのかということところが、交付団体方式で算定した3分の2という基準が、いかなる意味で上前をはねるために正当なのかということはどこからみてもよくわからないということに多分なると思うのです。法律にはそう書いてあるけれども、書くときにはいろいろシミュレーションして計算すると、出てきた計算結果はきっと許容範囲内にあるという結論における妥当感はある。

それを導くための計算式が妥当なのかという理屈はよくわからないけれども、出てきた計算が妥当な範囲に収まっていれば、途中の計算方式もきっと妥当なであろうということで3分の2とか10分の7とか適当にこのくらいという話に多分なって、それを何年間も運用しているということですね。

確か、ドイツの憲法裁判所の判決でありましたが、上前をはねるにしても100%平衡はおかしいという議論がありますね。このような基準を、多分ドイツの憲法裁判所だったらはっきり言えますけれども、日本だと何だかよくわからないが、総務省の中で適当に考える。確かにその「適当」というのはどう考えても余り適切とは思えないし、そもそも総務省の人間が妥当だと思っても、世の中の人々が妥当だと思っているという保証は全くない。

現状ではこの相場観が妥当であるかどうかということについての確認もないし、それを導くためになぜこういうルールなのかということもわからない。けれども、問題はあと皆さんが、320が270になってこの程度なら許容範囲というのであれば、総務省が何だかよくわからない数字をなめた結果だとしても、結論においてはまともだということになる。これがあまりにひどいと言うのであれば、やはり地方法人特別税の方をやめるか、譲与制限をもうちょっとやめるとかするということが必要だし、この金額が仮に余り過ぎて相場観に合わないとなれば、やはり義務教育費国庫負担金ももう一回再び制限するとか、あるいは譲与税の中でも譲与制限を多くするしかないかという話になるわけで、結局相場観だと思うのです。

その相場観は、東京都の立場としては常にお金が足りないと言わなければいけないというので、建前上はゼロ回答で当然だと思うのですけれども、問題は本音ベースで、どの程度をひどいと認定する相場観なのかということについてのコンセンサスです。この程度で妥当なのか、やはりこれはひどすぎるのではないかということですね。あるいはもっと需要を正確に計算していれば、実感から言ってもっと都の財政需要はあるはずだから、これはひどすぎるのではないかというのが多分あるのだと思うのです。ならば財政需要の計算をしていくし

かないと思うのです。ただただ原則論で譲与税は本則に従って配るべきだと言うだけでは、では譲与税などはやめて交付税の原資に振り込めばいいのではないかと言われたらおしまいですね。だから、それは今のルールで行くのだったら財政需要の方の論争に入らざるを得ないのではないかと思うのです。

【小委員長】 どうでしょうか。地方譲与税は一体何なのかという話に戻ってくるわけですね。譲与税というのは地方財政論の教科書などで見ると、本当は地方税なのだけれども、徴税の効率のために国で1回徴収したうえでそれを客観的な基準で配分するのでしたか、そういうものが譲与税だとなっているので、これは地方税なのだという議論。そうだとすると、譲与の基準が富裕団体だけ違うというのはどうなのだというのが多分素朴な疑問として出てくるわけです。そこが一番基本的な問題。

先ほどの義務教育費国庫負担金の話はどうかというと、あれはもともと国税なのですね。国税を配分していると。負担金で義務的なものだからやたらと負担率を変えるのはどうかという議論があって、多分その措置はやめたのだらうと思うのです。国庫支出金の中にもいろいろなものがありますが、先ほど申し上げたとおり後進地域に対するかさ上げに対して東京都が反対したという話は余り聞かないですね。ということは、ある意味で言うと、団体によって補助率が違うとか、補助負担率が違うこと自体をけしからぬとは多分言っていない。そこは国税なのだから、国の決定権が及ぶのだらうと1つの割り切りはできるのではなかろうかと、私は委員としてそういうふうに思っています。では地方税はどうかという話が今度は出てきて、では地方交付税はどうかのだという話がまたここで問題になってきます。そういった差別的取り扱いの論理を国庫支出金で見ると、地方交付税で見ると、譲与税で見ると、それぞれ許容範囲は違うのではないかというのが私の感覚としてはあるのです。こちら辺、皆さんの御意見はどうでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 1つは今の話だとすると、レントの話は先ほど〇〇先生がおっしゃられていたと思うのですが、東京都には経済的レントがあるのだから、そこは国がある程度もしかしたら上前をはねるといふ論理が可能かもしれないですが、ただ、その話を今はする気がなくて、先ほど担当部長さんの方から、ここでの論旨は交付税制度そのものの今の総合的な問題について少し御議論深めていただきたいというような御要望があったと理解していて、その点に関して私の思っているところを少し申し上げたいのですが、財源が足りない、これ以上例えば国税5税を今の一定割合以上に交付税に振り向けろというのは、今の状態から考えると不見識なのだと思います。

その上で与えられた20兆弱、18兆で、しかも臨財債の部分を引きいたらもうちょっと小さくなるかもしれませんが、その金額の中で、ではどのように本来交付税制度が持っている財政調整機能と平衡化機能を充実させるかという話になるとすると、ボタンの押し方は2つあると思うのですが、1つは留保財源率を引き下げる。留保財源率は都道府県市町村で25%だと思いますが、10%にすることによって留保財源が各自治体とも小さくなるわけですから、お金持ちが膨らませている部分を小さくすることによって平衡化機能は強まると思います。

あともう1つは、基準財政需要額の引下げです。基準財政需要額は現状よりも例えば臨財債相当額だとして20兆分の5兆ぐらいが臨財債だとして、20%ぐらい基準財政需要額を引き下げれば臨財債の発行をかなり抑制できるので、恐らく考えられるのは、見た目の基準財政収入額を引き上げるための留保財源率の引下げと、基準財政需要額の引下げ、ここが現在あり得る仕組みの中で、かつ国庫に過剰な負担をかけない方法で今の交付税制度を少しは正常化できると私は理解しています。

【小委員長】 ただいまのお話ですと、基準財政需要額を引き下げるといふ形になりますと、要するに全体としては地方財政計画を圧縮するという話ですね。

【委員】 少なくとも臨財債発行分ぐらいは消そうということですね。

【小委員長】 つまり、収入を増やすのではなくて歳出を減らそうという話ですね。

【委員】 そうです。

【小委員長】 もう一つ、逆の発想をすると、全部増税するという話にもなるわけですね。どちらかですね。

【委員】 その場合には地方税の増税は各自治体が自分たちの財源不足に応じてやればよいことになるかもしれませんが。

【小委員長】 どうぞ。

【委員】 今の整理、頭の体操で、標準税率を引き上げるといっても考えられる。

【委員】 そうですね。基準財政収入額そのものを引き上げる。

【小委員長】 それと地方税の方で引き上げるのか、国税で引上げて交付税に入っている分を引き上げるのか、どちらなのか。臨財債ですからね。臨財債を減らそうと思うと、交付税の代わりに配っているわけですから、交付税に入ってくる国税を引き上げるというのは1つありますね。

【委員】 そこは国の財源に対する負のインパクトが強いのと思います。

【小委員長】 そうかな。国税を引き上げるのですよ。

【委員】 国税率をですか。

【小委員長】 交付税率を上げるのではない、法定率を上げるのではなくて、国税率を上げる。

【委員】 地方に配るお金を国税の増税でやってしまうことになると、これは政治的に責任を取っているのは国会議員になって、受益をするのは地方議員になりますから、それは筋がよくないと思います。

【小委員長】 でも、それを言ってしまうと、地方交付税制度そのものが問題になるのです。

【委員】 はい。

【小委員長】 要するにバランスシートでどこをやればよいということなので、ただ臨財債が多すぎるのが問題だということは共通認識としてあると思います。ほかはいかがでしょうか。

昨年度の答申を眺めていただいてもよろしいのですが、答申の流れというのは、財政調整の意義を確認して、基本的に地方交付税はいい制度だということを言っていて、とは言っても地方法人特別税はいけないという議論、これは御存じのとおりで述べていたかと思います。

全体としては地方財政調整制度についての見直しについての提言をここでも行っていたと思いますし、外形標準課税の拡大の問題などについてもいろいろと是正をされてきたとは言いつつも、これも昨年いろいろ議論がございましたけれども、問題も残っているようだということを指摘されてきたと思います。今年はそんなに大きく制度は変わっておりません。地方交付税に関しては変わっておりません。ただ、前回、御議論があって、今日追加の記事をいただいたと思うのですけれども、地方消費税が増税になった場合、それが地方交付税も含めた意味での地方財政計画にどう影響を与えるのかという御議論がございました。この記事によりますと、やはりそれは基準財政需要額に、地方単独事業に要する経費を算入するという事を考えているようであります。

その規模がどれぐらいなのかよくわからないのですけれども、御存じのとおり、消費税の税率を2段階に分けて5%分引き上げる。そのうち、たしか社会保障の充実に行くのが1%分であるというお話、大体2兆6,000億円とかという話になっております。とすると、今回、地方消費税と地方交付税に行く分を含めて、たしか国に行く分が増税分の7割で、地方に行くのが3割だったと聞いておりますので、単純にその比率をかけてやると、2兆6,000億円という税率1%分のうちの3割分ぐらいが地方に行くとするれば、大体8,000億円ぐらい基準財政需要額を増やすのでしょうか、とここでは読める。実際はどうなるかわかりませんが、厚生労働費の部分がそういう形で増えていく。それが子育てなのか高齢者介護なのか、いろいろあるのかと思いますけれども、そういう形で地財計画にどうか、地方交付税にも影響してくると思いますが、ただどうも地方に増える分の残りの部分は財政健全化に使われるということになるのか、臨財債が減るのかよくわかりませんが、そういうことがこれから決まってくるのだらうと。勿論、増税の法案が参議院を通ればの話ですが。ほかはよろしいでしょうか。

基本的にここでの議論として、昨年度の答申の大枠について何か御議論がございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 さっきの話に戻ってしまうのですけれども、要は地方法人特別税が導入されたというのは、2000年代半ばに妙な実感なき景気回復があったときにやたら余ったということがあるわけですね。そのときが多分総務省から言うと過剰な財源余剰が東京都にあったということだと思うので、ということは結局幾らくらい余っている状態がどういうふうに年度間で推移してきたのかということが、感覚的に言うと譲与制限とか地方法人特別税の問題の相場観を見る上では一応は指標になると思うのです。つまり、昔はある程度の超過財源というのはいろいろ見込まれていない財政需要もあるということで認められていた。それが平成景気のときにはやたら余ったから上前をはねた。それは相場観として認められるとして、その制度を今の270まで下がった段階でもそれが妥当な相場観に入っているのかというのはやや実感に外れている可能性はあるのではないかという気はしないわけでもないです。だから、そこら辺の数字は大事なのではないか。筋論も大事ですけれども、筋論を支える結論としての妥当性というのも大事なのではないかなという印象を持つのです。

その上で、今回、結局のところ交付税総額が足りないからと、更に言えば、税収全体が足りないということだから、社会保障と一体であろうとなかろうと、何でもいから増税をしなければならないという判断が比較的政治や行政に携わる者の間ではコンセンサスができていくわけでありますけれども、そういうふうになったとしても、地方法人特別税や剰余制限の問題は全然解消しないわけです。全体として増えたものを誰が配分するのか。全体として増えた挙句に、やはり東京都に上前がたくさん来てしまうのであれば、それは上前をはねなければならないし、過剰な巻き上げすぎだということであればそれは別途減らさざるを得ないということにならざるを得ないのではないかと思うので、やはりきちんと計算するということが一番大事で、かつ、かつての財源超過はどうだったのかという話ですね。景気も波がしばしばありますので、やたら余るときとやたら足りないときは法人関係税のウェートの高い東京都の場合非常に大きく出てきますし、更にそれが留保財源があるので財政力指数で見ると以上に振れて出てくるということなので、多分財政運営している人からすると実感として対応しきれないというところが出てくるのではないかと思うのです。そこら辺の数字の積み上げはやはり税制の問題なのか、財政の問題なのかはともかくとして、やっておく必要はあるのではないかという気がいたします。

【小委員長】 前回の資料、このファイルの中にあるのですけれども、平成22年度の例の地方法人特別税と譲与税の差引が前回の資料の25ページにあって、これで言うと東京都は地方法人特別税の要するに差し出す部分が3,320億円ですね。譲与税の形で入ってくるのが1,748億円で、差引1,572億円のマイナスということになっている。ただ、これは確かリーマンショックの後ですね。制度をつくるといったときにはマイナスはもっと多かったはずですね。たしか最初につくったときにはこの2倍以上だったような気がする。それがリーマンショックで法人事業税ががたん落ち込んだので、再配分の額が小さくなったと認識しております。

だから、最初の年というか、制度をつくったときには非常に多かった。今、それはありますか。

【税制調査課長】 最初の制度設計のときには、かなり大きい水準で出ていたのですけれども、実際は最初の方の年で年度全部で影響があったところで1,800億ぐらいでした。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 要は、最初につくったときに1,800、言葉は悪いけれども、巻き上げたということになるわけですけれども、問題はそれで結局幾らくらい余っていたのかということですね。例えば1,800は確かに取られたけれども、3,000も残っているのであればそれくらいいいのではないかという話になるかもしれない。3,000残っていたでしょうという話なのです。けれども、今は大して巻き上げないけれども、大して残っていないのかもしれない。しかも基準財政需要額の計算が適切でないのであれば、つまり、実態を反映していないのであれば、事実上マイナス状態に落ち込んでいるかもしれず、それだから、地方法人特別税というのは時代に合

わないと言ってくれるのであればわかるのです。けれども、ただ返してくださいと言われるだけでは余り説得力がないなということです。1,800巻き上げられたけれども、それはそれなりのもっとがぼっと入っていたから1,800くらい巻き上げてもいいだろうという話だったのか、2,000くらいしかないのに1,800巻き上げたのか、そこら辺がわからない。つまり、巻き上げた挙句200しか残っていないとかというような状況で落ち着かせたのかというような相場観だと思うのです。

【小委員長】　　そうしますと、財源超過額、特に臨財債の振替前の数値は毎年分るので、その推移と今の地方法人特別税は差引マイナスになるわけですが、マイナスの推移、それほど長い期間ではなく、最近5年間ぐらいですので、その推移を調べていただいて、次回、それは見せていただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしければ、今日はこの程度で切り上げたいと思いますが、よろしいですか。

〇〇委員、いかがですか。

【委員】　　いいです。

【小委員長】　　それでは、審議としてはこれで終わりたいと思います。

ここで1つ新しい分科会の設置について提案させていただきたいと思います。内容については事務局から説明をお願いします。

【税制調査課長】　　分科会の設置について御説明いたします。

御案内のとおり、今週、社会保障・税一体改革関連法案が衆議院において可決されるなど、税制抜本改革の状況も動いてきております。前回の小委員会の際にも、また今日もですが、地方法人課税に関して委員の先生方からさまざまな御意見をいただいたこともありまして、都税調におきましても、地方法人課税等のあり方について検討していただく時期に来たと考えております。そのため、「地方法人課税等のあり方」をテーマとする新たな分科会を設置いたします。

分科会のメンバーにつきましては、設置要綱第7の規定に基づき、小委員長の指名によることとされておりますので、小委員長に一任ということにさせていただきたいと考えております。

また、分科会の議事につきましては、これまでと同様、非公開とさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【小委員長】　　この分科会を新たに設置するという点について、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

【小委員長】　　それでは、よろしければ、そのメンバーにつきましては、追ってお知らせいたします。

それでは、本日の議事はこれで終了いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。

これをもちまして第2回小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —